

ダイオキシン類計量証明結果

令和4年11月16日

計量の対象 ダイオキシン類

採取場所 処理水放流口 ・ 地下水観測井戸

試料採取日 令和4年10月4日

計量結果日 令和4年11月16日

1) 産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

排水基準:管理型最終処分場の放流水・地下水

試料名	計量結果	毒性当量	計量の方法
放流水	(11)pg/ℓ	0.0039 pg-TEQ/ℓ (10pgTEQ/ℓ以下)	工業用水・工場排水中の ダイオキシン類の測定方法 (JIS K 0312 : 2008)
観測井戸(地下水)	(1.4)pg/ℓ	0.000043 pg-TEQ/ℓ (1pgTEQ/ℓ以下)	工業用水・工場排水中の ダイオキシン類の測定方法 (JIS K 0312 : 2008)
新設観測井戸(地下水)	(15)pg/ℓ	0.0068 pg-TEQ/ℓ (1pgTEQ/ℓ以下)	工業用水・工場排水中の ダイオキシン類の測定方法 (JIS K 0312 : 2008)

根拠 : ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令
(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)